



令和5年度地方独立行政法人堺市立病院機構 看護師等奨学生 募集要項

～看護師をめざす看護学生のみなさまへ～

看護師等養成施設を卒業後、看護師、助産師として地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センターに就職を希望する看護学生の皆さんを対象に、奨学金を無利息で貸与することにより就学を支援しています。

■令和5年度分受付期間

令和5年3月7日（火）から令和5年3月31日（金）17時到着分まで

■対象者（令和5年4月1日時点）

看護師等を養成する大学、短期大学、専門学校又は高等学校（看護科）に在学する学生（第2学年以上の学生に限る）で、卒業した後、本院における看護師、助産師の業務に従事しようとする意思を有する方

（対象外の方）

- 令和5年度において、看護師等の養成施設の最終学年に進級している方
- 堺市立総合医療センター看護職員採用選考に申し込みをし、既に合格している方
- 既に、他の医療機関から奨学金を貸与されている方

■貸与金額

月額50,000円以内（年間600,000円限度）

■貸与期間

貸与決定年度、若しくは申請月から、学則等に定める正規の在学期間内（最長3年間）

※令和5年4月分からの奨学金を貸与します。

■貸与方法

年4回（6月、9月、12月、3月）に分け、それぞれ当該月分までの奨学金を貸与します。なお、初回貸与は令和5年6月の予定です。

■奨学金の返還免除

前記の養成施設を卒業した日から、1年を経過する日までに看護師等の免許を取得し、直ちに看護師等として本院に採用され、引き続き貸与相当期間（疾病等により業務に従事できなかった期間を除く）本院の看護等業務に従事した場合、奨学金の返還を免除します。

■奨学金を返還しなければならない事由

(1) 奨学金の貸与を取り消されたとき。

※奨学金貸与の取り消し例

- (a) 退学したとき。
- (b) 停学の処分を受けたとき。
- (c) 心身の故障のため修学を継続することができなくなったと認められるとき。
- (d) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。など

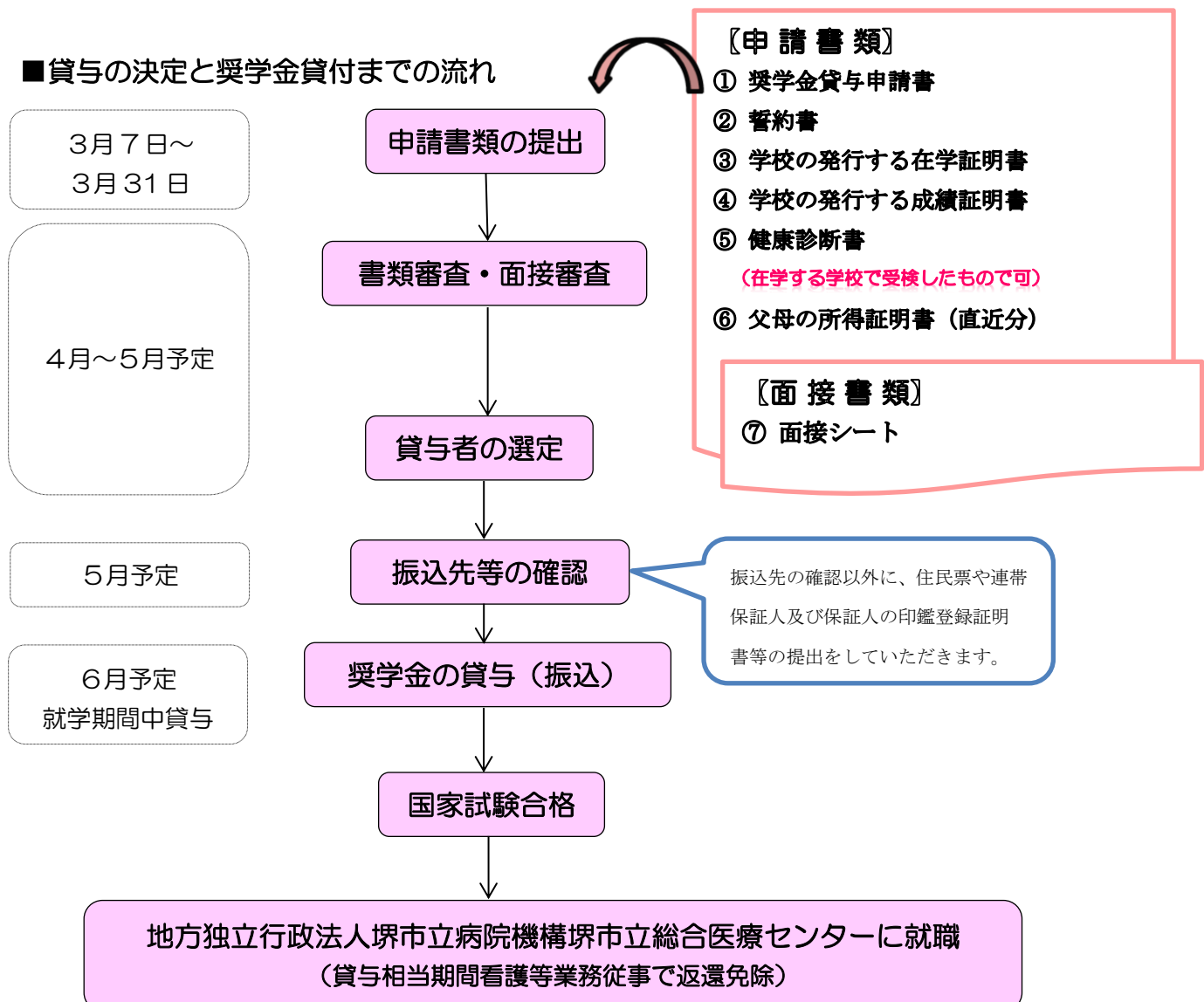
(2) 学校を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得しなかったとき。

(3) 看護師等の免許を取得した後、直ちに本院の看護等業務に従事しなかったとき。

(4) 本院の看護等業務に貸与相当期間従事しなかったとき。など

■選考方法 書類審査および面接審査

■貸与の決定と奨学金貸付までの流れ



■申請方法

申請書類および面接書類（様式有）を、堺市立総合医療センターホームページよりダウンロードし作成してください。申請書類等一式は下記宛先まで郵送してください。なお、申込の際に提出いただいた書類はお返ししません。

■貸与決定

申請書類、面接書類を提出後、書類審査および面接審査により決定します。応募者多数の場合、提出いただいた書類審査により面接対象者を選定することがあります。

貸与決定者には、奨学金貸与決定通知書により通知します。

必要書類の提出ができない場合、または記載内容に不正があった場合は貸与を取消す場合があります。

【申し込み・問い合わせ先】

〒593-8304

大阪府堺市西区家原寺町 1 丁 1-1

地方独立行政法人 堺市立病院機構

法人本部 法人事務局 人事課

電話：072-274-3140

